

うるま市国民保護計画

平成19年3月

うるま市

用 語

この計画で使用する用語等の意味と正式名称は下記のとおりである。

1 用語の定義

用 語	定 義
知事	沖縄県知事
対処基本方針	武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に対する対処方針
基本指針	国民の保護に関する基本指針
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が武力攻撃から国民の生命身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
N B C 攻撃	核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons)、化学兵器 (Chemical weapons) による攻撃
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
トリアージ	大規模な災害や事故により多数の傷病者が発生した際、救命の順序を決めるため、傷病者の重傷度、緊急性を分別する方法
ダーティボム	汚い爆弾とも言われ、放射性物質などの核汚染物質を詰めた爆弾。核爆弾のように核反応を用いず、火薬のみで爆発する。爆発が起きると爆弾内部に格納されていた核汚染物質が飛散し、放射線により周囲を汚染して被害を与える。

用語	定義
全国瞬時警報システム (J-ALERT)	津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、国(総務省消防庁)が人工衛星を用いて市町村の防災行政無線を自動起動させ、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム

2 機関名等の略称

略称	正式名称
市	うるま市
県	沖縄県
公安委員会	沖縄県公安委員会
県警察	沖縄県警察
市対策本部	うるま市国民保護対策本部、うるま市緊急処理事態対策本部
県対策本部	沖縄県国民保護対策本部、沖縄県緊急処理事態対策本部
市現地対策本部	うるま市国民保護現地対策本部
県現地対策本部	沖縄県国民保護現地対策本部
国対策本部	武力攻撃事態等対策本部、緊急処理事態対策本部
指定行政機関	内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で政令で定めるもの
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で政令で定めるもの
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令で定めるもの
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県知事が指定するもの

3 法令・条例名等の略称

略称	正式名称
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
武力攻撃事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
国際人道法	武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の待遇、ジュネーブ条約等の重大な違反行為である非人道的行為の処罰などを定めている国際法

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	9
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	15
1	武力攻撃事態	15
2	緊急処理事態	16
第2編	平素からの備えや予防	17
第1章	組織・体制の整備等	17
第1	市における組織・体制の整備	17
1	市の各部課室における平素の業務	17
2	市職員の参集基準等	18
3	消防機関の体制	20
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	20
第2	関係機関との連携体制の整備	22
1	基本的考え方	22
2	県との連携	22
3	近接市町村との連携	23
4	指定公共機関等との連携	23
5	ボランティア団体等に対する支援	24
第3	通信の確保	25
第4	情報収集・提供等の体制整備	26
1	基本的考え方	26
2	警報等の伝達に必要な準備	27
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	29
第5	研修及び訓練	31
1	研修	31
2	訓練	31

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	33
1	避難に関する基本的事項	33
2	避難実施要領のパターンの作成	34
3	救援に関する基本的事項	34
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	35
5	避難施設の指定への協力	35
6	生活関連等施設の把握等	35
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	37
1	市における備蓄	37
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	37
第4章	国民保護に関する啓発	39
1	国民保護措置に関する啓発	39
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	39
第3編	武力攻撃事態等への対処	40
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	40
1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	40
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	42
第2章	市対策本部の設置等	43
1	市対策本部の設置	43
2	通信の確保	49
第3章	関係機関相互の連携	50
1	国・県の対策本部との連携	50
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	50
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	51
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	51
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	52
6	市の行う応援等	52
7	ボランティア団体等に対する支援等	52
8	住民への協力要請	53
第4章	警報及び避難の指示等	54
第1	警報の伝達等	54
1	警報の伝達等	54
2	警報伝達の方法	55
3	緊急通報の伝達及び通知	55
第2	避難住民の誘導等	56
1	避難の指示の通知・伝達	56
2	避難実施要領の策定	56
3	避難住民の誘導	60

4	避難所等における安全確保等	63
第5章	救援	67
1	救援の実施	67
2	関係機関との連携	67
3	救援の内容	68
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	70
第6章	安否情報の収集・提供	71
1	安否情報の収集	72
2	県に対する報告	72
3	安否情報の照会に対する回答	72
4	日本赤十字社沖縄県支部に対する協力	73
第7章	武力攻撃災害への対処	79
第1	武力攻撃災害への対処	79
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	79
2	武力攻撃災害の兆候の通報	79
第2	応急措置等	80
1	退避の指示	80
2	警戒区域の設定	81
3	応急公用負担等	82
4	消防に関する措置等	83
第3	生活関連等施設における災害への対処等	85
1	生活関連等施設の安全確保	85
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	85
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	86
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	87
1	武力攻撃原子力災害への対処	87
2	NBC攻撃による災害への対処	87
第8章	被災情報の収集及び報告	90
第9章	保健衛生の確保その他の措置	91
1	保健衛生の確保	91
2	廃棄物の処理	92
第10章	国民生活の安定に関する措置	93
1	生活関連物資等の価格安定	93
2	避難住民等の生活安定等	93
3	生活基盤等の確保	93
第11章	特殊標章等の交付及び管理	94
第12章	離島における武力攻撃事態等への対処	96
1	避難	96
2	救援	97

第4編	復旧等	98
第1章	応急の復旧	98
1	基本的考え方	98
2	公共的施設の応急の復旧	98
第2章	武力攻撃災害の復旧	99
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	100
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	100
2	損失補償及び損害補償	100
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	100
第5編	緊急対処事態への対処	101
1	緊急対処事態	101
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	101
資料編		資料1
	避難準備マニュアル	1
	避難実施マニュアル	18
	避難住民復帰マニュアル	32
	復旧・復興マニュアル	42
	緊急避難実施マニュアル	53
	避難実施要領パターン作成にあたって	58
	弾道ミサイルの場合	59
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	62
	着上陸侵攻の場合	74
	避難誘導における留意点	76